

裁判長認印



第 5 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示	平成 2 8 年 (行ウ) 第 8 4 号
期 日	平成 2 9 年 4 月 1 9 日 午 前 1 1 時 1 5 分
場 所 等	大阪地方裁判所第 7 民事部準備手続室
裁 判 長 裁 判 官	山 田 明
裁 判 官	森 田 亮
裁 判 官	湯 川 舞 子
裁 判 所 書 記 官	出 納 幸 代
出 頭 した 当 事 者 等	原告 光城敏雄 同 光城民雄 原告ら代理人 豊島達哉 同 西川満喜 被告代理人 寺内則雄 補助参加人代理人 提中良則
指 定 期 日	平成 2 9 年 6 月 1 6 日 午 前 1 0 時 4 5 分

当 事 者 の 陳 述 等

被告

準備書面 (4) (平成 2 9 年 4 月 1 9 日 付 け) 陳 述

原告

監査請求期間徒過についての正当理由の主張をする。

当事者双方

請負原契約と分けて請負変更契約を締結したことの違法性の有無について主

張を補充する。

裁判長

当事者双方に対し、書面の提出期限を平成29年6月9日までと定める。

裁判所書記官 出 納 幸 代

